

## 第 7 章 高齢者保健福祉及び介護保険の円滑な実施に関する

### る体制の整備

#### 1 地域包括支援センターの設置

##### (1) 包括的支援事業の開始

身近な相談窓口として、包括的・継続的なケアマネジメントの支援や、総合相談・支援を行ないます。

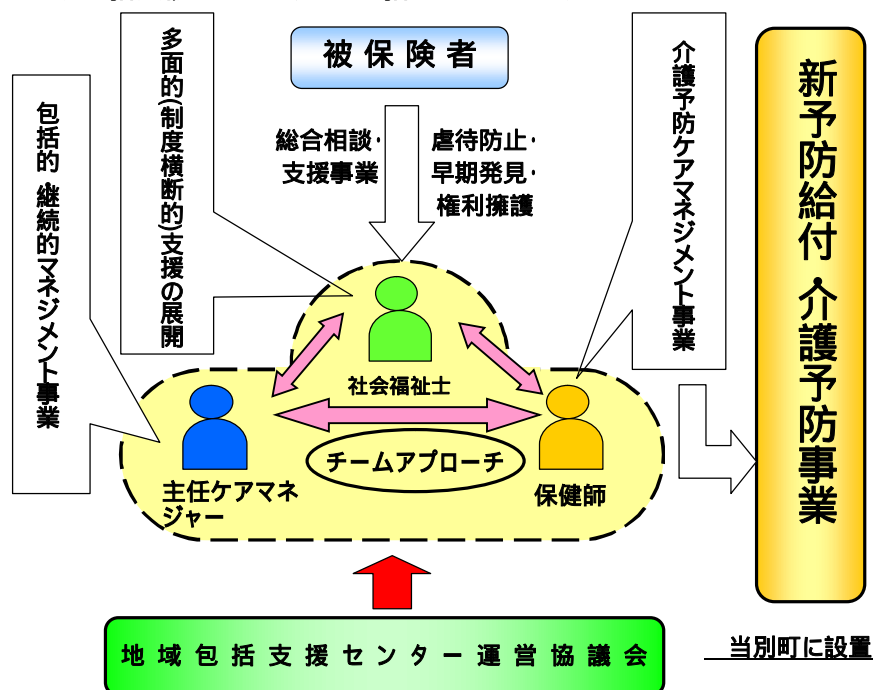
##### (2) 地域ケア会議の開催

サービスの総合的な調整や高齢者に対し有効な保健福祉サービスを的確に提供するため、地域ケア会議の継続的な開催と内容の充実を図ります。

##### (3) 地域包括支援センター運営協議会の設置

包括的支援事業の円滑な実施、センターの中立性・公正性の確保のため運営協議会を設置します。

#### 地域包括支援センター(地域包括ケアシステム)のイメージ



## 2 町民への広報、情報提供の推進

介護保険制度やサービス利用の手続きなどの広報、情報提供に努めます。

## 3 介護サービスの点検と苦情処理

サービス内容やサービス提供事業所についての相談・苦情は北海道国民健康保険団体連合会が制度上の窓口となっていますが、町民が相談・苦情を最初に寄せるのは居宅介護支援事業所や地域包括支援センター及び当別町の窓口となります。

このため、利用者からのさまざまな相談・苦情に迅速、適切に対応できる窓口機能の強化や関係機関との連絡体制の充実を図ります。

## 4 計画の推進管理

(仮称)当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会における、計画の進捗状況報告と意見交換を実施します。